

北 本 市 教 育 委 員 会  
令 和 6 年 1 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和6年1月25日(水) 午後2時00分から3時32分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三	委員 関根桂子
	四	委員 森田高正				
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会1月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会12月定例会及び令和6年第1回教育委員会臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会12月定例会及び令和6年第1回教育委員会臨時会の議事録については、承認としてよろしいか。					
	— 各委員、了承 —					
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の黒川委員にお願いする。					
	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が6件、審議事項が3件の合計9件である。</p> <p>なお、本日の教委議案第3号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 本日の教委議案第3号については、「非公開」審議とする。</p>					

5 報告事項(公開案件)	<p>神子教育長： 教委報告第2号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p>
(1) 教委報告第2号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第2号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第2号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第2号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第2号については、了承とする。</p>
(2) 教委報告第3号「令和5年度各小・中学校第2学期状況報告について」	<p>神子教育長： 教委報告第3号「令和5年度各小・中学校第2学期状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： (教委報告第3号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第3号について、質疑はあるか。</p>
	<p>黒川委員： 先日、他市の小学校の男子児童が、タブレットのカメラで女子児童を撮影したとの報道があったが、便利な機械である一方で使い方を誤ることも起きる。</p>
	<p>谷掛学校教育課副課長： 例えば過去には、携帯電話の会社の方に来ていただいて、正しい使い方を教えてもらったことがある。</p> <p>県からもインターネットの正しい使い方を周知するチラシを子ども達に配布している。</p> <p>夏休み等長期休みに入る前には、しっかりと指導している。</p>
	<p>木暮学校教育課長： 年に数回開催している学校と警察の連絡会において、教師が子どもにSNSの使い方や情報端末について、どのように指導していくか、について講義をいただく機会があった。</p> <p>子どもへの指導の参考とさせていただく。</p>
	<p>久保田委員： 欠席しがちな児童へのオンライン授業について、どのような形で実施しているのか。</p> <p>素晴らしい取組であるとは思う一方で、この実施が先生の負担増加や、不登校を容認することにならないか。</p>
	<p>谷掛学校教育課副課長： 授業で、教室にいる子ども達と全く同じように好きなタイ</p>

	<p>ミングで質問をしたりすることは難しい。 主に教員が授業をしたり黒板に書いたりすることを、オンラインで見て一緒に授業を進めていくことになる。</p> <p>久保田委員： 一般の授業をそのまま配信しているというイメージか。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： そのような形で進めている。</p> <p>久保田委員： 学校の授業の様子がよくわかる形であるので、とても良い取組であると考えます。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第3号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第3号については、了承とする。</p> <p>(3) 教委報告第4号「令和6年北本市成人式の実施報告について」</p> <p>神子教育長： 教委報告第4号「令和6年北本市成人式の実施報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第4号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第4号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 今まで出席した中で、芸能人を招いたのは、初めてだと思うが、どのような経緯で出席してもらうことになったのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 実行委員の中から、有名人を呼んで盛り上げたいという意見があり、今回お呼びした芸能人の名前が挙がった。 予算内で十分対応できる金額であったため、実現したものだ。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第4号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p>
--	---

	<p>神子教育長： 教委報告第4号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第5号「第57回北本市市民文化祭芸術展の実施報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第5号の説明)</p> <p>(4) 教委報告第5号「第57回北本市市民文化祭芸術展の実施報告について」</p> <p>神子教育長： 教委報告第5号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 展示パネルについては、老朽化で劣化が目立っている。買い替えを行うか、予算が確保されないのであれば塗装する等出来ないか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 指定管理者が一部塗り直しを実施したパネルがある。今後も他のパネルについて実施できるか検討する。出来れば老朽化が激しいので買い替えを行いたいが、出来る範囲で実施したい。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第5号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第5号については、了承とする。</p> <p>(5) 教委報告第6号「第四次北本市生涯学習推進計画(案)について」</p> <p>神子教育長： 教委報告第6号「第四次北本市生涯学習推進計画(案)について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第6号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第6号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第6号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第6号については、了承とする。</p>
--	---

<p>(6) 教委報告第7号「第2次北本市子ども読書活動推進計画(案)について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第7号「第2次北本市子ども読書活動推進計画(案)について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第7号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第7号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第7号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第7号については、了承とする。</p>
<p>6 審議事項(公開案件)</p>	<p>神子教育長： 審議事項に入る。</p>
<p>(7) 教委議案第1号「北本市立中学校全国大会出場選手等派遣補助金交付要綱の一部改正について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第1号「北本市立中学校全国大会出場選手等派遣補助金交付要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第1号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第1号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 今まで全国大会に出場した際の楽器運搬費用は誰が負担していたのか。</p> <p>木暮学校教育課長： PTAがお祝い金のような形でいただいていた。</p> <p>神子教育長： 担当の先生やコーチの費用がきちんと出るようになればなお良いと考える。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第1号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第1号については、可決とする。</p>

<p>(8) 教委議案第2号「北本市学習センター設置及び管理条例施行規則等の一部改正について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第2号「北本市学習センター設置及び管理条例施行規則等の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第2号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第2号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第2号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第2号については、可決とする。</p>
<p>7 議案審議(非公開案件)</p>	<p>神子教育長： 非公開審議に入る。</p>
<p>(9) 教委議案第3号「教職員の人事について」</p>	<p>教委議案第3号「教職員の人事について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第3号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第3号について、質疑はあるか。</p> <p>森田委員： カウンセラーについては、教員も利用があるとのことだが、どのくらいの人が利用しているのか。</p> <p>木暮学校教育課長： 学校で利用しなかったのは2名だけである。2名からは、自ら利用しなくて大丈夫と意思表示があった。</p> <p>久保田委員： 心のケアは今後中学校でも実施するのか。</p> <p>木暮学校教育課長： 中学校にはさわやか相談員が配置されており、中学校によってはスクールカウンセラーが県から派遣されている。追加のスクールカウンセラーをお願いすることもある。現状では、子ども達から不安だという話が出ていない。</p> <p>関根委員： 色々な思い出が子ども達はあり、そういったケアは引き続きお願いしたい。交代の先生は派遣されているのか。</p> <p>木暮学校教育課長： 担任の交代については、主幹教諭が入ってクラスの担任している。</p>

<p>8 その他</p>	<p>3学期始業式以降、貼ってあったクラス掲示物を外したり、リモートにて保護者会を実施したりして、子ども達の様子や今後の方針を説明し、確認している。</p> <p>また、保護者会で意見もいただいております、思い出の写真等は、全て確認し精査している。</p> <p>その後、保護者会、懇談会を実施しており、3学期が始まって1週間程度が経過した子どもの様子を学校から伝えた。</p> <p>神子教育長：他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長：教委議案第3号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長：教委議案第3号については、可決とする。</p> <p>神子教育長：その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>文化財保護課：(デーノタメシンポジウムについて)</p> <p>学校教育課：(中学校学校選択制の結果について)</p> <p>学校教育課：(令和5年度北本市立小・中学校卒業証書授与式教育委員会告辞案について)</p> <p>生涯学習課：(ジュニアオープンステージについて)</p> <p>9 閉会の宣言</p> <p>神子教育長：以上をもって、北本市教育委員会1月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和6年2月15日</p> <p>教育長 神子 修一</p> <p>署名委員 黒川 範子</p> <p>書記 落合 元</p>

